



令和
7年
12月号

福岡駐在所 だより



※編集発行※
那須烏山警察署
82-0110
福岡駐在所
88-7568



年末年始特別警戒の実施について ～みんなでなくそう 年末年始の事件事故～

1 実施期間 12月11日（木）から1月3日（土）までの24日間

2 主な実施項目

- 街頭活動の強化
- 犯罪抑止と捜査活動の強化
- **年末の交通安全県民総ぐるみ運動の併行実施**
- 雑踏事故の防止

3まとめ

今回の実施項目、簡単に言うと

「年末年始は事件も事故も起こりやすいので、警察も力入れてますよ！」
ということです。

年末年始は、実家への帰省や混雑時の運転、旅行など、長期で家を空けたり、慣れてない道を走ったりすることが増えると思いますし、気も緩みがちです。

「防犯対策」や「かもしれない運転」を励行し、良い年末年始を迎えましょう！



県警ホームページ



年末の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について

～マナーアップ！あなたが主役です～

1 実施期間 12月11日（木）から31日（水）までの21日間

2 主な実施項目

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転等の根絶
- 自転車等利用時のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底
- 「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」
の推進と反射材用品等の着用促進

3まとめ

最近県内でも、交通事故が頻発しており、死亡事故も発生しています。

そのため、緊急的に取り締まりを行うなどしているところですが、結局のところ、運転される皆さんの意識次第なのかなと。

皆さんに交通事故に遭わないためには、皆さんに注意するのが一番なのです。

交通ルールは皆さん自身の安全のためにあります。

今後も交通ルールを守って安全に過ごしましょう。

